

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則…………… (市町村課) 1
- 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
…………… (建設部総務課) 1

訓 令

- 北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1
- 道人事委員会規則**
- 北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

規 則

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第66号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則（平成23年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第8項第1号中「第7条」を「第7条第1項」に、「の命令」を「若しくは第8条の2第1項の命令」に、「事業者」を「者」に改め、同項第2号中「第14条各項」を「第14条第1項若しくは第2項」に、「の命令」を「若しくは第15条の2第1項の命令」に、「事業者」を「者」に改め、同項第3号中「第22条」を「第22条第1項」に、「の命令」を「若しくは第23条の2第1項の命令」に、「事業者」を「者」に改め、同項第4号中「第38条各項」を「第38条第1項から第4項まで」に、「の命令」を「若しくは第39条の2第1項から第3項までの命令」に改め、同項第5号中「第46条」を「第46条第1項」に、「の命令」を「若しくは第47条の2第1項の命令」に、「事業者」を「者」に改め、同項第6号中「第56条各項」を「第56条第1項若しくは第2項」に、「の命令」を「若しくは第57条の2第1項の命令」に、「事業者」を「者」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 特定商取引に関する法律第58条の12第1項の指示又は同法第58条の13第1項若しくは第58条の13の2第1項の命令を受けるべき者

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第67号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第52号）の施行期日は、平成29年10月25日とする。

訓 令

北海道訓令第7号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

北海道職員の育児休業等に関する規程（平成4年北海道訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「
☐ 育児休業の承認 ☐ 育児休業の期間の延長
☐ 再度の育児休業の承認 ☐ 再度の育児休業の期間の延長
（再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月に達するまでの子の育児休業を必要とする事情を記入すること。）
」

「
☐ 育児休業の承認 ☐ 育児休業の期間の延長
☐ 再度の育児休業の承認 ☐ 再度の育児休業の期間の延長
（再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長、非常勤職員の1歳6か月に達するまでの子の育児休業又は非常勤職員の2
に改め、同様式末尾欄

歳に達するまでの子の育児休業を必要とする事情を記入すること。）

外（注）２の事項中「非常勤職員の」を削り、「、条例」を「条例」に、「いう」を「いい」、「２歳に達するまでの子の育児休業」とは条例第２条の４に規定する場合に該当してする育児休業をいう。４において同じ」に改め、同（注）４の事項中「育児休業又は」を「育児休業（条例第２条の３第２号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）」に、「育児休業を」を「育児休業又は２歳に達するまでの子の育児休業を」に改め、「（条例第２条の３第２号又は第３号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）」を削る。

附 則

- この訓令は、平成２９年１０月１７日から施行する。
- この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員の育児休業等に関する規程別記第１号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道職員の育児休業等に関する規程別記第１号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２９年１０月１７日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則１７－１３

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員等の育児休業等に関する規則（北海道人事委員会規則１７－０）の一部を次のように改正する。

第３条の次に次の１条を加える。

（条例第２条の４第２号の人事委員会規則で定める場合）

第３条の２ 前条の規定は、条例第２条の４第２号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「１歳到達日」とあるのは「１歳６か月到達日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。